

障害者雇用状況調書

(様式7)

商号又は名称

(表面)

代表者

令和 年 月 日現在

区 分	合 計	事 業 所 別 の 内 訳				
① 事業所の名称	/					
常用雇用労働者						
② 常用雇用労働者の総数						
③ 除外率(%)		%	%	%	%	%
④ 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者の数(②-(②×③[端数切捨て]))						
常用雇用障害者数						
⑤ 重度身体障害者及び重度知的障害者の数						
⑥ ⑤以外の身体障害者及び知的障害者の数						
⑦ 精神障害者の数						
⑧ (⑤×2)+⑥+⑦						
短時間雇用障害者数						
⑨ 重度身体障害者及び重度知的障害者の数						
⑩ 精神障害者の数						
⑪ ⑨+(⑩×0.5) [小数第1位まで記載]						
⑫ 雇用障害者の数(⑧+⑪)						
⑬ 障害者雇用率(⑫÷④×100) [小数第3位四捨五入]	%	/				

- (注1) ④欄には②欄の数に③欄の除外率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときはその端数を切り捨てた数)を②欄の数から控除した数を記載すること。
- (注2) ③の欄には事業の種類に係る除外率を記載すること。(別表の業種に該当する場合のみ)
- (注3) 常用雇用労働者とは、1年以上継続して雇用されるものをいい、経営者や雇用保険上の短時間労働被保険者は含まない。
- (注4) 短時間雇用障害者とは、週の労働時間が20時間以上30時間未満で、1年以上継続して雇用されるものをいう。
- (注5) 雇用障害者の、障害者手帳等の写し及び健康保険被保険者証等の写しを添付すること。
- (注6) 事業所全てを書ききれない場合は別葉とすること。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第四（附則第一条の三関係）

除外率設定業種	除外率
非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) 船舶製造・修理業、船用機関製造業 航空運輸業 倉庫業 国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	百分の五
採石業、砂・砂利・玉石採取業 窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) その他の鉱業 水運業	百分の十
非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	百分の十五
建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業(信書便事業を含む。)	百分の二十
港湾運送業	百分の二十五
鉄道業 医療業 高等教育機関	百分の三十
林業(狩猟業を除く。)	百分の三十五
金属鉱業 児童福祉事業	百分の四十
特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	百分の四十五
石炭・亜炭鉱業	百分の五十
道路旅客運送業 小学校	百分の五十五
幼稚園 幼保連携型認定こども園	百分の六十
船員等による船舶運航等の事業	百分の八十
備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。)、国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)、林業(狩猟業を除く。)、特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類(平成二十五年総務省告示第四百五号)において分類された業種区分によるものとする。	